

災害時における廃棄物処理に関する協定書

群馬県（以下「甲」という。）と社団法人群馬県環境資源保全協会（以下「乙」という。）とは、災害時における廃棄物の処理の協力に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、群馬県内において災害が発生した場合において、被災した建物等の解体に伴って発生する廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物のうち、市町村又は一部事務組合（以下「市町村等」という。）が処理が必要であると認める廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害廃棄物の処理について、被災地域の市町村等からの協力要請に基づいて、乙に支援協力を要請するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村等名
- (2) 要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、乙の会員に対して必要な人員、車輛及び資機材等を調達するよう指示し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙及び乙の会員は、災害廃棄物の処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害発生時に乙の円滑な協力が得られるように、乙に対して県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理に関し、協力可能な会員の状況を甲に提供するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で連絡し、後日、速やかに文書で報告するものとする。

- (1) 実施市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙の会員が実施した災害廃棄物の処理に要した費用の負担については、当該乙の会員と当該市町村等とで協議の上決定するものとする。

（他被災都道府県への協力）

第8条 甲は、被災した他の都道府県から災害により発生した廃棄物の処理に関する協力要請を受けた場合は、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲と乙とで協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通保有するものとする。

平成21年4月10日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県知事 大澤 正 明



乙 群馬県前橋市大手町二丁目3番5号

社団法人群馬県環境資源保全協会
会長 城田 裕 司

